

【参考資料】

環境基準、排出基準等

環境基準とは

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものです。環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものです。

第1 大気関係

1 環境基準及び指針

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準	人及び環境に及ぼす影響
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	四日市ぜんそく等のいわゆる公害病の原因物質であるほか、森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質ともなる。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質となる。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	いわゆる光化学スモッグの原因となり、粘膜への刺激、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も観察されている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

【評価の方法】

常時監視の結果は、環境基準により測定局ごとに短期的評価・長期的評価を行うこととし、以下による。

ア 短期的評価

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が1時間値又は1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

イ 長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

① 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定

値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

② 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。

(2) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質名	指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)

(3) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質名	環境基準	人及び環境に及ぼす影響
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4告示)	発がん性(急性骨髄性白血病)など。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (H30.11.19告示)	神経系への影響など。発がん性も疑われる。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4告示)	神経系への影響、腎障害など。発がん性も疑われる。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (H13.4.20告示)	中枢神経系に対して麻酔作用。

備考：1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2.ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

【評価の方法】

測定結果を評価する際には、地点ごとに、測定値を算術平均して求めた年平均値を用いるものとし、環境基準値が設定されている物質については基準値との比較によってその評価を行うものとする。測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として年平均値の算出に用いるものとする。十分な測定頻度で測定を実施できなかった場合又は欠測が多く測定値の得られた季節が偏っている場合等は、結果の評価に際し留意する必要がある。

(4) 有害大気汚染物質の指針値(健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

物質名	指針値
アクリロニトリル	1年平均値2μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値10μg/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値18μg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値1.6μg/m ³ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値40ngHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値25ngNi/m ³ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値6ngAs/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値2.5μg/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値140ngMn/m ³ 以下であること。

(5) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質名	環境基準	人及び環境に及ぼす影響
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(H21.9.9告示)	疫学及び毒性学の数多くの科学的知見から、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して、総体として人々の健康に一定の影響を与えていることが示されている。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【評価の方法】

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

2 緊急時における措置

(1) 光化学オキシダントに係る緊急時における措置

発令区分	発令基準 (1測定点)	解除基準 (全測定点)	オキシダント関係 ばい煙排出者の 措置	オキシダント関係 VOC排出者の 措置	勧告、命令 等の区分
情報	1時間値が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.10ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認められるとき。	20%以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少	—	協力依頼
特別情報	1時間値が0.12ppm未満であって、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20%以上減少	VOC排出量を減少	協力要請又は勧告
注意報	1時間値が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.12ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20%以上減少	VOC排出量を減少	協力要請
警報	1時間値が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.40ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40%以上減少	VOC排出量を減少	命令

備考：情報発令時における減少率は、通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。

出典：山口県大気汚染緊急時措置要綱（平成30年4月1日施行分）

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る緊急時における措置

発令区分	発令基準	解除基準
注意喚起	午前6時から日没までに濃度が上昇し、同時に2測定局以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起を実施。 日没とは、春分から秋分までは午後6時、秋分から春分までは午後5時とする。	区域内のすべての測定局が24時まで、 $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、又は、24時に当日の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合。

(3) 硫黄酸化物に係る緊急時における措置

発令区分	発令基準	解除基準	硫黄酸化物関係ばい煙排出者の措置	勧告、命令等の区分
情報	1時間値が 0.15ppm 以上であった、気象条件からみて、その状態が継続すると認められたとき。	左欄に掲げる状態が解消したとき。	20%以上を目標とした自主的なばい煙量の減少	協力依頼
注意報	次のいずれかの一に該当する場合であつて、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1時間値が 0.2ppm 以上である状態を2時間継続したとき。 2. 測定値が48時間平均値で 0.15ppm 以上となるおそれがあるとき。	すべての測定局の1時間値が 0.15ppm 以下となり、 0.2ppm 以上となるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を35%以上減少	協力要請
第1警報	次のいずれかの一に該当する場合であつて、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1時間値が 0.2ppm 以上である状態を3時間継続したとき。 2. 1時間値が 0.3ppm 以上である状態を2時間継続したとき。 3. 1時間値が 0.5ppm 以上の値になったとき。 4. 測定値が48時間平均値で 0.15ppm 以上となったとき。 5. 1時間値が 0.2ppm 以上である状態を6時間以上継続し、気象条件からみて大気汚染がなお進行すると認められるとき。	すべての測定局の1時間値が 0.15ppm 以下となり 0.2ppm 以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を50%以上減少	勧告
第2警報	次のいずれかの一に該当する場合であつて、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1時間値が 0.5ppm 以上である状態を3時間継続したとき。 2. 1時間値が 0.7ppm 以上である状態を2時間継続したとき。	すべての測定局の1時間値が 0.4ppm 以下となり 0.5ppm 以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を80%以上減少する措置をとる。	命令

備考：情報、注意報及び第1警報発令時における減少率は、情報提供直前のばい煙排出量に対する割合をいい、第2警報発令時における減少率は、排出許容量に対する割合をいう。

出典：山口県大気汚染緊急時措置要綱（平成30年4月1日施行分）

3 大気汚染防止法の概要

(1) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値 (量) を設定 許容排出量 (Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² 一般排出基準: K=3.0~17.5 特別排出基準: K=1.17~2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定 硫黄含有率: 0.5~1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準 (濃度) 一般排出基準: 0.04~0.5g/Nm ³ 特別排出基準: 0.03~0.2g/Nm ³
有害物質	カドミウム (Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³
	塩素 (Cl ₂) 塩化水素 (HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 塩化水素: 80、700mg/Nm ³
	フッ素 (F) フッ化水素 (HF) 等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0~20mg/Nm ³
	鉛 (Pb) 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10~30mg/Nm ³
	窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60~950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、県知事への通報等
揮発性有機化合物 (VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC
水銀 (Hg) 水銀化合物		ボイラーや廃棄物焼却炉等における石炭や廃棄物等の燃焼等	施設・規模ごとの排出基準 8~50 μg/Nm ³
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉碎・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等
	特定粉じん (石綿)	切断機等における石綿の粉碎、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準
有害大気汚染物質※	248物質 (群) このうち「優先取組物質」として23物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取り組み、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等 施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50~600mg/Nm ³ 既設: 100~1500mg/Nm ³
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等 施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 既設: 300~500mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等 施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm ³ 既設: 300~500mg/Nm ³

備考: 1. ばいじん及び有害物質については、県は条例で国の基準より厳しい上乘せ基準を設定することができる。

2. 上記基準については、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しを行っていく必要がある。

※低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質

(2) 量規制 (K値規制) の推移

改正年月日	S47. 1. 5	S48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4. 15	S51. 9. 28
周南市 (旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る)	14. 0	9. 34	6. 42(2. 34)	4. 67(2. 34)	3. 5(2. 34)

備考 1. () 内は、特別排出基準でS49. 4. 1以降に新たに設置する施設に適用される。

2. 硫黄酸化物の許容排出量 (q) の算定

$$q = K \times He^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{ の単位 : Nm}^3/\text{h})$$

K : 地域ごとに定められる定数

He : 有効煙突高 (煙突実高 + 煙上昇高) (単位 : m)

(3) 総量規制及び燃料使用基準

項目		指定地域	周南地域
総量規制	適用規模	燃原料使用量 (定格) が、1. 0 kL/h以上の工場等	
	基準	既設	$Q = 3. 32W^{0.9}$ (西部)
		新設	$Q = 3. 32W^{0.9} + 0. 3 \times 3. 32 \{ (W + Wi)^{0.9} - W^{0.9} \}$ (西部)
燃料規制	適用規模	燃原料使用量 (定格) が、0. 1 kL/h以上1. 0 kL/h未満の工場等	
	基準	硫黄分1. 2%以下	
備考	Q : 排出が許容される硫黄酸化物 (Nm ³ /h) W : 既設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h) Wi : 新設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)		

備考 : 1. 周南地域における西部とは周南市 (旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る) 及び下松市の区域

2. 昭和 63 年 1 月 30 日山口県告示第 81 号「大気汚染防止法の限定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準」

3. 昭和 63 年 1 月 30 日山口県告示第 82 号「大気汚染防止法に基づく燃料使用基準」

第2 臭気関係

1 環境基準

臭気関係で環境基準は設定されていません。

2 悪臭防止法による規制

(1) 悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S51. 5. 1	周南市 (旧徳山市)
S52. 3. 15	周南市 (旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市 (旧熊毛町)

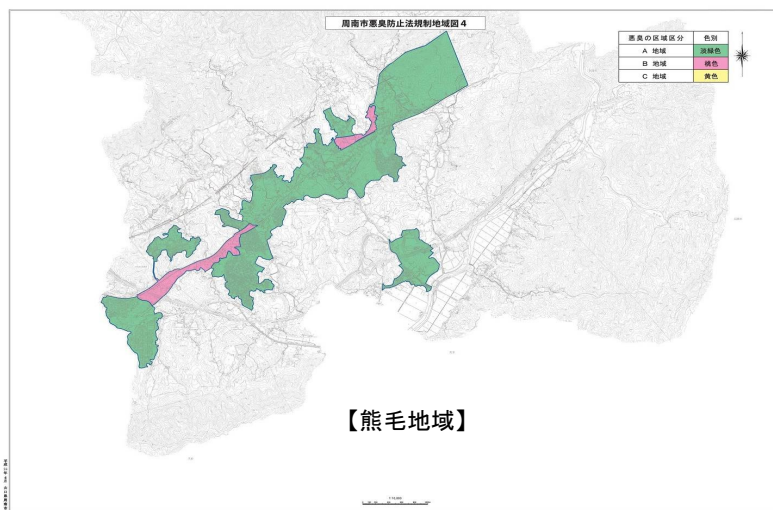
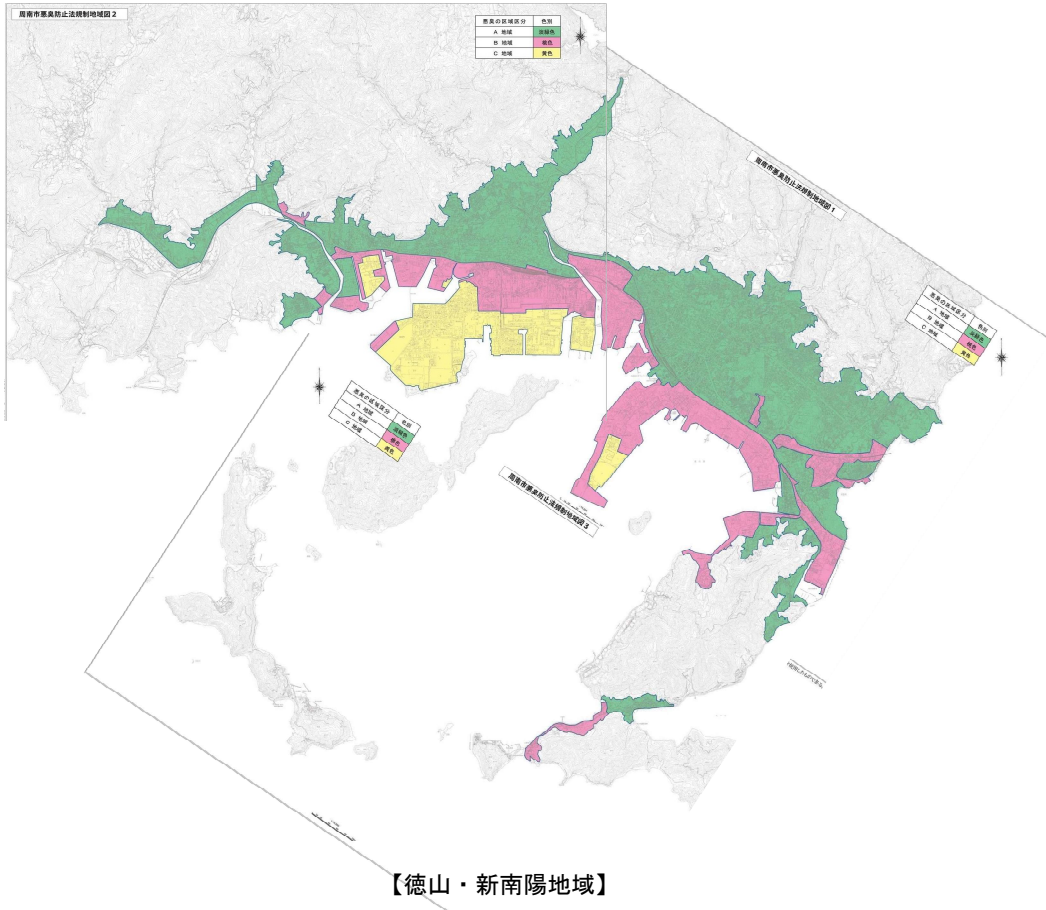
備考 : 平成 24 年 4 月 1 日、権限移譲により市が規制地域を指定 (地域の変更なし)

(2) 悪臭防止法第3条の規定に基づく地域の指定

規制地域	該当地域
A 地域	周南市悪臭防止法規制地域図で「淡緑色」に着色した部分の地域
B 地域	周南市悪臭防止法規制地域図で「桃色」に着色した部分の地域
C 地域	周南市悪臭防止法規制地域図で「黄色」に着色した部分の地域

備考：平成24年3月8日周南市告示31号「悪臭防止法第3条の規定に基づく地域の指定」

色付きの拡大図は、環境政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。
 (<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1322.html>)



(3) 敷地境界線上の規制基準 (1号基準)

規制地域の区分 特定悪臭物質名	許容限度 (単位 : ppm)			臭気の質	主な発生場所
	A 地域	B 地域	C 地域		
アンモニア	1	2	5	し尿のような臭い	畜産事業所、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ネギのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のような臭い	畜産事業所、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1		
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のような臭い	畜産事業所、化製場、水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な青臭い臭い	化学工場、魚腸骨処理場、煙草製造工場
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	焼き付け塗装工程を有する事業所
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2		
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01		
イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵した臭い	塗装工程を有する事業所
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業所
メチルイソブチルケトン	1	3	6		
トルエン	10	30	60	ガソリンのような臭い	
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのような臭い	化学工場、FRP 製品製造工場
キシレン	1	2	5	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業所
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激的な酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染織工場
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭い臭い	畜産事業所、化製場、でんぷん工場
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	むれた靴下のような臭い	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01		

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 32 号「悪臭防止法第 4 条の規定に基づく規制基準」

(参考) 6 段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

備考：閾値(いきち)とは、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のことである。

(4) 気体排出口の基準 (2号基準)

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。

また、Heが5m未満の場合については適用しない。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He及びCmはそれぞれ次の値を示す。

q：流量 (単位：N m³/h)

He：補正された排出口の高さ (単位：m)

Cm：bの敷地境界線における規制基準値 (単位：ppm)

備考：平成24年3月8日周南市告示第32号「悪臭防止法第4条の規定に基づく規制基準」

(5) 排水水の規制基準 (3号基準)

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排水水の量	許容限度 (単位：mg/L)		
		A地域	B地域	C地域
メチルメルカプタン	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

備考：平成24年3月8日周南市告示第32号「悪臭防止法第4条の規定に基づく規制基準」

3 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

悪臭防止法による規制対象物質は22物質のみであり、悪臭物質が検出されない場合又は低濃度多成分による複合臭による対応を図るため、山口県で悪臭防止対策指導要綱(昭和58年3月)に基づき指導基準が定められています。

区分		悪臭防止法による規制地域			その他の地域	
		A地域	B地域	C地域		
敷地境界線における臭気指数の限度		10	14	18	14	
排出口における臭気指数の限度	5m以上	排出ガス量 300N m ³ /分以上	25	29	33	29
		排出ガス量 300N m ³ /分未満	28	32	36	32
	15m未満	28	32	36	32	
	15m以上 30m未満	28	32	36	32	
	30m以上 50m未満	30	34	38	34	
50m以上	33	37	41	37		

備考：臭気指数 = 10logY

Y = 臭気濃度…原臭を無臭空気希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。

第3 騒音関係

1 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して、定められています。航空機騒音、鉄道騒音及び建築作業騒音には適用されません。

ア 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S44. 5. 1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58. 4. 1	周南市（旧熊毛町）

備考：平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	該当地域
A 地域	騒音規制法第3条第1項に基づく地域の指定による指定地域のうち、騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準に関する告示により第1種区域とされた地域並びに第2種区域とされた地域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B 地域	指定地域のうち、第2種区域とされた地域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）
C 地域	指定地域のうち、告示により第3種区域及び第4種区域とされた地域（工業専用地域を除く。）並びに第2種区域とされた地域のうち工業地域

備考：平成24年3月8日周南市告示第26号「騒音に係る環境基準の地域の類型の指定に関する告示」

ウ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

エ 道路に面する地域の環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
A 地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

オ 幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準値		（備考）個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれていると認められるときは屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S52.3.8	周南市（旧徳山市、旧熊毛町）

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定

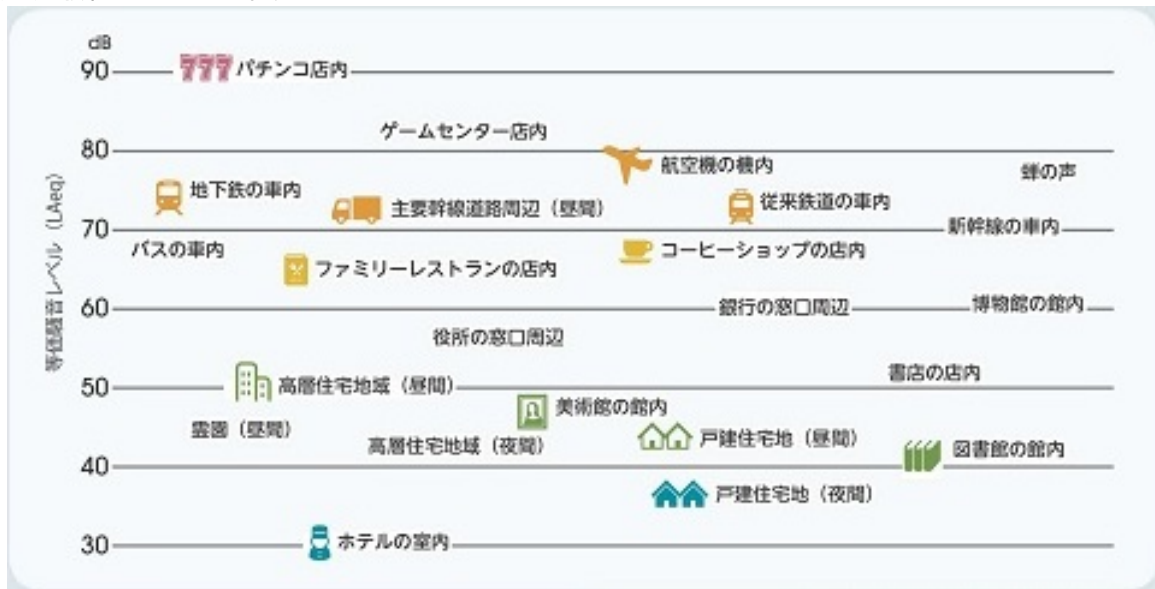
地域の類型	該当地域
I	新幹線鉄道の軌道中心線から両側それぞれ300m（延長100m以上の橋りょうに係る部分については、400m）以内の地域（以下「対象地域」という。）のうち、別図の淡緑色で着色した部分の地域
II	対象地域のうち、別図の桃色で着色した部分の地域

備考：昭和52年3月8日山口県告示第189号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定」

ウ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(3) 騒音の大きさの目安



出典：環境省パンフレット「生活騒音 互いの思いやりで騒音のない社会を」

2 騒音規制法の概要

(1) 指定地域の指定

ア 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S44.5.1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58.4.1	周南市（旧熊毛町）

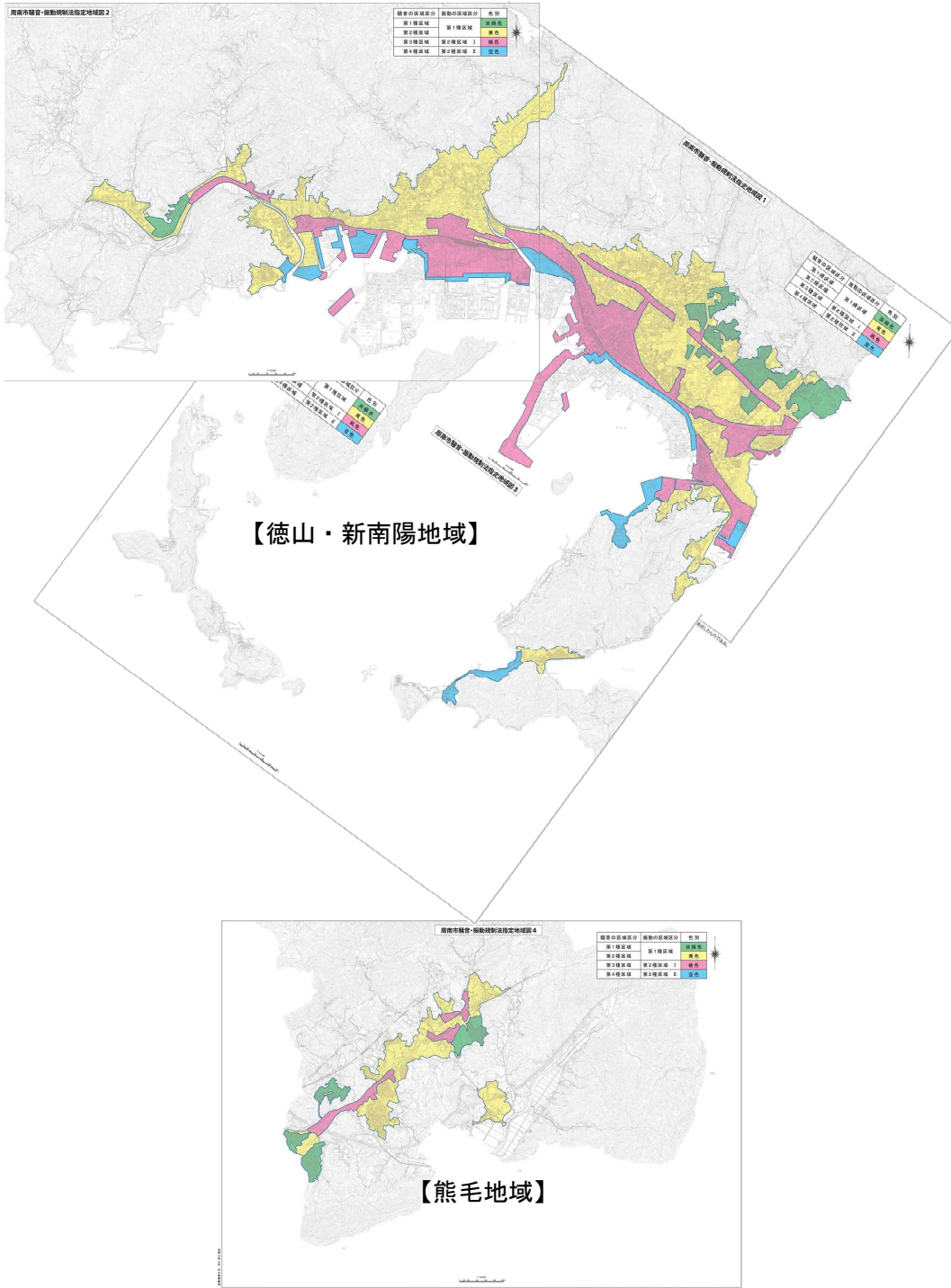
備考：平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定

区域区分	該当地域
第1種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「淡緑色」に着色された部分の地域
第2種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「黄色」に着色された部分の地域
第3種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「桃色」に着色された部分の地域
第4種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「空色」に着色された部分の地域

備考：平成24年3月8日周南市告示第22号「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域の指定に関する告示」

拡大図は、環境政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。
 (<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1322.html>)



(2) 工場・事業場騒音

指定地域内において特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）を規制対象として規制基準が定められています。

指定地域内で工場・事業場に特定施設を設置する場合には、設置する 30 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。

ア 騒音規制法の特定施設

項番号	該当施設
1	金属加工機械（圧延機械、製管機械等）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
4	織機（原動機を用いるものに限る）
5	建設用資材製造機械（コンクリートプラント、アスファルトプラント）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）
7	木材加工機械（ドラムパーカー、チップパー等）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）

イ 特定工場等の騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前 8 時～午後 6 時	朝夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 9 時	夜間 午後 9 時～翌日午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 23 号「騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準に関する告示」

(3) 建設作業騒音

指定地域内において建設工事で行われる作業のうち、特定建設作業を規制対象として、規制基準が定められています。

指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、作業開始の 7 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。ただし、その作業が 1 日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）には、騒音規制法の対象から除かれます。

ア 騒音規制法の特定建設作業

項番号	該当作業
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6	バックホウ（一定の限界を超える大きさの騒音発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る）を使用する作業

イ 区域

区域の区分	該当地域
第1号区域	・第1種区域、第2種区域、第3種区域 ・第4種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲80メートル以内の区域
第2号区域	・第4種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲80メートル以外の区域

備考：平成24年3月8日周南市告示第25号「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める告示に基づく区域の指定に関する告示」

ウ 特定建設作業の規制基準

規制の種類	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	敷地境界において85デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～翌日午前7時に行わない	午後10時～翌日午前6時に行わない
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内
	連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

備考：災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等はこの限りではありません。

(4) 自動車騒音

指定地域内における自動車騒音については要請限度を定め、自動車単体が一定の条件で運行する場合の自動車騒音については許容限度が定められています。

ア 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S50.12.20	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58.4.1	周南市（旧熊毛町）

備考：平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 区域の種類

区域の区分	該当地域
a区域	騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定に関する告示により指定された地域のうち、騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準に関する告示により第1種区域とされた地域並びに第2種区域とされた地域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	指定地域のうち告示により第2種区域とされた地域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）
c区域	指定地域のうち、告示により第3種区域及び第4種区域とされた地域（工業専用地域を除く。）並びに第2種区域とされた地域のうち工業地域

備考：平成24年3月8日周南市告示第24号「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分の指定に関する告示」

ウ 幹線交通を担う道路に近接する区域以外の区域に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下

エ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度の特例

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下

第 4 振動関係

1 環境基準

振動関係で環境基準は設定されていません。

2 振動規制法の概要

(1) 指定地域の指定

ア 振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S53. 5. 1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58. 4. 1	周南市（旧熊毛町）

備考：平成 24 年 4 月 1 日、権限移譲により市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「淡緑色」又は「黄色」に着色された部分の地域
第 2 種区域 (1)	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「桃色」に着色された部分の地域
第 2 種区域 (2)	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「空色」に着色された部分の地域

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 27 号「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定に関する告示」

図は、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定「周南市騒音・振動規制法指定地域図」と同じものです。

拡大図は、環境政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。

(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1322.html>)

(2) 工場・事業場振動

指定地域内において特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）を規制対象として規制基準が定められています。

指定地域内で工場・事業場に特定施設を設置する場合には、設置する 30 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。

ア 振動規制法の特定施設

項番号	該当施設
1	金属加工機械（液圧プレス（矯正プレスを除く）、機械プレス等）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
4	織機（原動機を用いるものに限り）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限り）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限り）
6	木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限り））
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限り）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限り）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限り）

イ 特定工場等において発生する振動の規制に関する規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域 (1)	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域 (2)	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 28 号「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準に関する告示」

(3) 建設作業振動

指定地域内において建設工事で行われる作業のうち、特定建設作業を規制対象として、規制基準が定められています。

指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、作業開始の 7 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。ただし、その作業が 1 日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）には、振動規制法の対象から除かれます。

ア 振動規制法の特定建設作業

項番号	該当作業
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限り）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限り）

イ 区域の指定

区域の区分	該当地域
第 1 号区域	・第 1 種区域、第 2 種区域 (1) ・第 2 種区域 (2) のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲 80 メートル以内の区域
第 2 号区域	・第 4 種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲 80 メートル以外の区域

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 29 号「振動規制法施行規則別表第 1 の付表第 1 号の規定に基づく区域の指定に関する告示」

ウ 特定建設作業の規制基準

規制の種類	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	敷地境界において75デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～翌日午前7時に行わない	午後10時～翌日午前6時に行わない
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内
	連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

備考：災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等はこの限りではありません。

(4) 道路交通振動

ア 区域の区分

区域の区分	該当地域
第1種区域	振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域指定の第1種区域
第2種区域	振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域指定の第2種区域(1)及び第2種区域(2)

備考：平成24年3月8日周南市告示第30号「振動規制法施行規則別表第2の備考1の規定に基づく区域の指定に関する告示」

イ 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌日午前8時
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

第5 水質関係

1 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準等

ア 河川、湖沼、海域

(ア) 環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下

項目	基準値
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に、換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(イ) 要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下

項目	指針値
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

イ 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

(ア) 環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(イ) 要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下

項目	指針値
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

ウ 健康項目に係る環境基準の達成状況の評価

健康項目に係る環境基準達成状況の評価については、基準値が、主として長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、全シアンを除き、同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値（年間平均値）により評価することとされている。全シアンについては、同一測定点における年間の総検体測定値の最高値により評価するとされている。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く）

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
河川	錦川水系	(3)麻理布堰より上流(山代湖及び菅野湖に係る水域並びに(4)に掲げる水域を除く。)	A	S47.6.15	直ちに達成
	富田川水系	(1)音羽橋より下流	B	S48.8.21	直ちに達成
		(2)音羽橋より上流(川上ダム貯水池(菊川湖)に係る水域を除く。)	A	S48.8.21	直ちに達成
	夜市川水系	(1)島屋頭首工より下流	B	S48.8.21	直ちに達成
		(2)島屋頭首工より上流	A	S48.8.21	直ちに達成

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)

4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合には1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

” 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の 水産生物用

” 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

” 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

” 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日以上である人工湖）

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
湖沼	菅野湖	全域	A	S47. 6. 15	直ちに達成
	米泉湖	全域	A	H10. 3. 13	直ちに達成
	川上ダム貯水池（菊川湖）	全域	A	S63. 4. 5	5 年以内で可及的速やかに達成
	島地川ダム貯水池（高瀬湖）	全域	A	S63. 4. 5	5 年以内で可及的速やかに達成

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ) 全窒素及び全りんに係る環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く） 水産 1 種 水浴 及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なもの） 及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産 2 種 及び V の欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
---	--------------------------------	-----------	-------------

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。

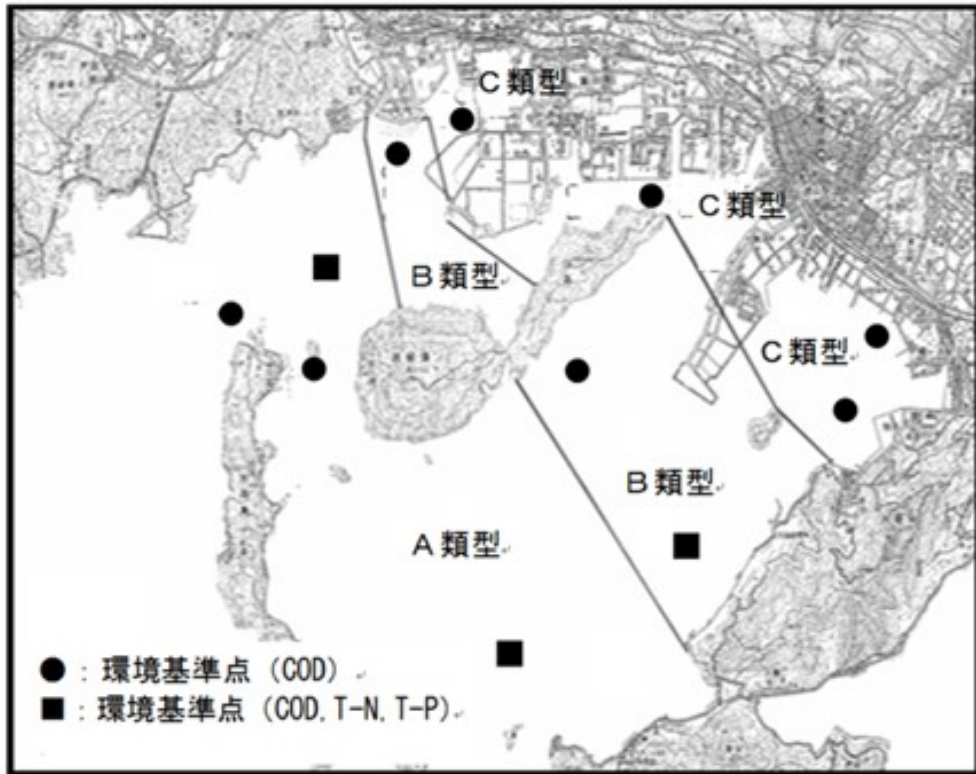
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全りん項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 // 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 // 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ 海域

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海域	徳山湾	(1) 徳山市大字大島字赤崎 806 竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る護岸の地先海域のうち、徳山市大字大島字赤崎 806 竜宮岬南端から新南陽市大字福川字長田 576 の 1 に至る護岸の地先海域であって、昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定の徳山湾(甲)、徳山湾(乙)並びに徳山湾、笠戸湾及び光地先海域に係る部分を除いたもの	A	S56. 4. 3	直ちに達成
		(2) 新南陽市高須漁港尖堤と西ノ島の北端を結ぶ直線、西ノ島の南端と中ノ島の南端を結ぶ直線、同地点から南東方向に延長し仙島を結ぶ直線、仙島の州鼻尖端と 7 号埋立の西南端の標識を結ぶ直線、同地点と蛇島の北端を結ぶ直線及び同地点と徳山市華家字名切 34 番地を結ぶ直線ならびに陸岸により囲まれた海域(徳山湾(甲))	C	S46. 5. 25	直ちに達成
		(3) 夜市川の右岸尖端と黒髪島白石を結ぶ直線、仙島干渡(黒髪島、仙島、同島南端)と漁人鼻を結ぶ直線及び護岸によって囲まれた海域であって徳山湾(甲)に係る部分を除いたもの(徳山湾(乙))	B	S46. 5. 25	5 年以内で可及的速やかに達成
		(4) 新南陽市境界線から光市新宮に至る地先地域であって徳山湾(甲)、徳山湾(乙)、笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)及び光地先海域に係る部分を除いた者(徳山湾、笠戸湾及び光地先海域)	A	S46. 5. 25	直ちに達成



【徳山湾の水質指定類型】

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されない こと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ) 全窒素及び全りんに係る環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

エ 生活環境項目（BOD 又は COD）に係る環境基準の達成状況の評価

生活環境項目に係る環境基準の達成状況の評価は、当該水域の水質を代表する環境基準点における測定値によって評価される。環境基準の達成の判定は、年間の日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足しているものを達成地点とすることとされている。

達成水域数の算出は、一つの水域において、複数の環境基準点を有する場合、すべての環境基準点において基準が達成されている場合のみを達成水域とすることとされている。

4 水質汚濁防止法に基づく排水規制

(1) 排水基準

ア 一律排水基準

(ア) 有害物質

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg CN/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
		チウラム	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	シマジン	0.03 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	ベンゼン	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海域 15 mg F/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L		
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L		
ジクロロメタン	0.2 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考：「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(イ) その他の項目

生活環境項目	許容限度	生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0	フェノール類含有量	5 mg/L
		銅含有量	3 mg/L
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)	亜鉛含有量	2 mg/L
		溶解性鉄含有量	10 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
		クロム含有量	2 mg/L
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
		窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L	りん含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L		

イ 上乗せ基準

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月31日山口県条例第5号）に基づき、設置の時期、業種、排水量規模により、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、亜鉛含油量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量等について、排水量1日平均50m³未満の畜産食料品製造業、生コンクリート製造業に係るもの等業種により、pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）、フェノール類含有量等について、許容限度が設定されています。

(2) 総量規制基準

指定地域（水質汚濁防止法第4条の2第1項及び瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域）内で、日平均排水量50m³以上の特定事業場から排出される特定排水（事業活動その他の人の活動で使用された水（冷却水等の汚濁負荷量が増加しないものを除く））の汚濁負荷量（項目：COD、窒素、りん）について定める許容限度であり、指定水域に係る汚濁負荷量を削減するために定められています。

また、総量規制基準値は「指定項目ごとに県が定めた業種ごとのC値×業種ごとの特定排水の量÷1000」により算出します。

第6 土壌汚染関係

1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考：有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

第7 ダイオキシン類関係

1 耐容一日摂取量

1日、人の体重1kg当たり、4pg（コプラナーPCBを含む。）

2 環境基準

- (1) 大気環境基準 年間平均値 0.6pg-TEQ/m³以下
 (2) 水質環境基準 年間平均値 1pg-TEQ/L以下（地下水を含む。水底の底質を除く。）
 (3) 水底の底質 150pg-TEQ/g以下
 (4) 土壌環境基準 1,000pg-TEQ/g以下
 調査指標（汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準）250pg-TEQ/g以上

3 排出基準

(1) 大気排出基準

（単位：ng-TEQ/m³N）

特定施設の種類の種類	新設施設	既設施設	
銑鉄製造業焼結炉（原料処理能力1t/h以上）	0.1	1	
製鋼用電気炉（変圧器の定格容量1,000kVA以上）	0.5	5	
亜鉛回収施設（原料処理能力0.5t/h以上）	1	10	
アルミニウム合金製造施設（溶解炉は容量1t以上、焙焼炉、溶解炉、及び乾燥炉は原料処理能力0.5t/h以上）	1	5	
廃棄物焼却炉 （火床面積0.5平方メートル以上又は焼却能力50kg/h以上）	4t/h以上	0.1	1
	2t/h～4t/h	1	5
	2t/h未満	5	10

備考：1 m³N；温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル

2 酸素濃度補正；廃棄物焼却炉12%、焼結施設15%

3 既設施設とは、平成12年1月14日以前に設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む）

4 平成9年12月2日以降に設置された（設置の工事が着手されたものを含む）廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準を適用。

(2) 水質排出基準（10 pg-TEQ/L以下）

特定施設の種類の種類
<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 ・フロン類（CFC及びHCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設